

体育施設利用時の注意事項

利用者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- 施設利用者（代表者）は、施設管理者に①氏名②住所③連絡先（電話番号）を記載した書面を、利用当日に提出すること（代表者は、て、利用者全員と連絡および調査が行えるように名簿等を保管すること）
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をしている際には、マスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒をすること
- 他の利用者、施設管理スタッフ等の距離（できるだけ2m以上（最低1m））を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合は除く）
- 鼻水、唾液などがついたゴミは、床に置かず、ビニール袋（持参）に入れて密閉して縛り、必ず持ち帰ること
- 定期的に窓を開け外気を取り入れる手う換気を行うこと
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること
- スポーツ関係団体等による各競技別のガイドラインが整備された場合には、そのガイドラインに準じて施設を利用してもらうこととします。

利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
 - 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
 - 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
 - 運動時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をすることがあること（※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である
- 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと
- 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにする
- 食べ物の取り分けや回し飲みはしないこと
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例：走路上）に捨てないこと
- イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下のことなどに配慮して適切に行うこと
 - 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声をかけること
 - スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
 - 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

※利用施設において、万が一新型コロナウイルス感染症の発生が確認された場合に備えて利用者の連絡先等（チェックリスト）を1か月保管いたします。

記入いただいた個人情報、他の用途には利用せず、期限経過後破棄いたします